公の施設の点検結果票

1 施設の概要

① 施設名称		岡山市立松尾園		
② 施設種別		社会福祉施設		
		[小分類] 福祉・保健センター		
③ 担当課名		高齢者福祉課		
④ 開設年月日		平成12年6月1日		
⑤ 所在地		岡山市北区松尾893		
	敷地面積(m²)	$3, 170 \mathrm{m}^2$		
	構造/延床面積(m²)	鉄骨造平屋建/392.02㎡		
⑥ 施設規模	建設費(単位:千円)	225,712千円		
	施設内容	娯楽室1、和室1、団らんコーナー1、男子浴室1、 男子脱衣室1、女子浴室1、女子脱衣室1、ゲート ボール場1		

2 施設の設置目的と達成状況

① 根拠法令	あり [法令名] 老人憩の家の設置運営について(昭和40年厚生省社会局長通知)			
② 設置条例	[条例名] 岡山市立老人憩の家条例			
③ 条例に規定された設置目的	高齢者に対して低廉かつ健全な保健休養、教養の向上、レクリエーション等の場を与えることで、高齢者 の心身の健康の増進を図る。			
④ 施設で実現すべき市民ニーズ・事業	高齢者の交流の場のほか、健康維持、教養の向上、いきがいづくりなどの活動の場の提供、拡充			
⑤ 設置目的等の達成状況	下記のとおり利用実績あり。			

3 施設の管理運営形態と利用状態

① 現在の管理運営形態		指定管理者(公募)			
② 開館日		火曜から日曜(ただし、1/1~1/3まで、及び12/29~12/31を除く)			
③ 開館時間		10時から17時			
	利用状況指標	利用者数			
(4) 利用状況	令和3年度	10,110人			
TIMIN M	令和4年度	12,770人			
	令和5年度	8,641人	11月~2月休館		
⑤ 主な利用者		地元住民			
⑥ 修繕見込み等(ライフサイクルコスト)		機械設備等の定期的な保守点検及び修繕等が必要			

4-1 管理運営に係る収支【岡山市】

(単位:千円)

区分		令和6年度 〔予算〕	令和5年度 〔決算〕	令和4年度 〔決算〕	平均	
	施設使用料		1, 665	1, 161	1, 937	1, 549
ulter	行政財産目的	外使用料	16	16	16	16
収入	手数料		0	0	0	0
	その他(雑入等	算)	40	26	37	32
'-	Ţ	収入合計	1,721	1, 203	1, 990	1, 597
		管理運営委託料	0	0	0	0
	委託経費	指定管理料	12, 615	12, 615	12, 615	12, 615
	女礼社貝	補助金等	0	0	0	0
		小計	12, 615	12, 615	12, 615	12, 615
文出	支	維持管理費	500	2, 187	871	1, 529
	直接経費	光熱水費	9, 124	3, 193	4, 564	3, 879
	但按在其	その他	0	55, 255	0	27, 628
		小計	9, 624	60, 635	5, 435	33, 035
	支出合計		22, 239	73, 250	18, 050	45, 650
収支差額		-20, 518	-72, 047	-16, 060	-44, 054	

4-2 管理運営に係る収支【指定管理者】

(単位:千円)

区公		令和6年度	令和5年度	令和4年度	平均	
	区分		〔予算〕	〔決算〕	〔決算〕	平均
	利用料金		12, 615	12, 615	12, 615	12, 615
	指定管理料		0	0	0	0
収	補助金等		0	0	0	0
入	自主事業収入	からの繰入金	0	0	0	0
	その他(雑入等)		0	0	0	0
	収入合計		12, 615	12, 615	12, 615	12, 615
		人件費	8,800	8, 726	7, 176	7, 951
	管理運営費	施設維持管理経費	3, 500	3, 726	4, 568	4, 147
		事務費等	500	685	747	716
支出	小計		12, 800	13, 137	12, 491	12, 814
	事業費		0	0	0	0
	その他		594	594	594	594
	支出合計		13, 394	13, 731	13, 085	13, 408
	収支差額		-779	-1, 116	-470	-793

5 建物に関する調査結果

2 定物に対する時点に入				
	耐震診断	予定なし		
耐震化	耐震工事	不要		
	未了の場合の工事予定時期			
劣化度調査・	実施状況	劣化度調査		
建築基準法第12	指摘の有無	指摘あり		
条点検	指摘がある場合の 主な内容	浴槽タイルの亀裂→修繕対応済み		

6 今後の方針

	- / [X-7/] = 1				
① 施設必要性の有無及びその理由			必要性あり		
		有無及びその理由	高齢者が低廉な価格で利用できる入浴施設であり、高齢者の交流の場を創出するほか、健康維持、引きこもり防止、心身を活性化する活動の場を提供するなど、高齢者福祉施策において大きな役割を果たしているため必要。		
			指定管理者		
2	② 必要性ありの施設の管理運営方法 及びその理由		当施設は温泉設備を備えており、同種、同類のサービスを民間事業者等で行っていることから、民間型の経営ノウハウ導入の効果が期待できるため。		
3	③ 指定管理者とする場合の選定方法		公募		
	非公募の場合				
		根拠規定			
	指定管理者の候補者名				
4	④ 指定管理期間 (直営の場合は次期点検までの期間)		令和8年4月1日~令和13年3月31日 (指定管理期間:5年)		